

学校法人大東文化学園における反社会的勢力に関する基本方針

令和7年3月19日

制定

学校法人大東文化学園は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で臨み、取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の通り基本方針を定め、これを遵守いたします。

- 1 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- 2 反社会的勢力に対応するにあたっては、組織全体として対応し、役員、職員その他構成員の安全を確保します。
- 3 平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な関係を構築していきます。
- 4 反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応をします。
- 5 反社会的勢力による不当要求が学園の活動上の不祥事や役員及び職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

附 則

- 1 この方針の改廃は、常務審議会の議を経て、理事会の決議による。
- 2 この方針は、令和7年3月19日から施行する。